



平成 23 年 11 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社メディカルシステムネットワーク
代表者名 代表取締役社長 田 尻 稲 雄
(コード番号 4 3 5 0 東証第一部)
問合せ先 取締役財務部長 平 島 英 治
(T E L . 0 1 1 - 6 1 2 - 1 0 6 9)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 30 日開催の取締役会において、平成 23 年 12 月 16 日開催予定の当社第 13 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から 9 月 30 日までとしておりますが、調剤報酬改定及び薬価改定のタイミングと事業年度の開始日を揃えることにより、当社グループの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款の第 10 条、第 11 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条の各条につき所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

また、現在当社と同一決算期の子会社につきましても、同様の変更を行い、すべての連結子会社の決算期を統一する予定であります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

第 13 回定時株主総会開催日	平成 23 年 12 月 16 日
定款変更の効力発生日	平成 23 年 12 月 16 日

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年<u>12</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>第12条 ↳ (条文省略)</p> <p>第39条</p> <p>第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>3月31日</u>を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>第43条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>第12条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第39条</p> <p>第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>附則 第40条(事業年度)の規定にかかわらず、平成23年10月1日から始まる第14期事業年度は、平成24年3月31日までの6か月間とする。なお、本附則は第14期事業年度経過後は、これを削除する。</p>

以 上